鹿児島県曽於市財部町北俣字上粟谷
六二八九番二　一号及び二号
六二八九番一　三号
六二九〇番　四号
六二八六番一　五号
六二八七番二　六号
六二八七番三　七号
六二八八番地先道路敷　八号
六二八八番二　九号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県曽於市財部町北俣字上粟谷
六二九〇番一　十号
六二九一番三　十一号
六二八五番　十二号及び十三号
十一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新町の小川
①　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

○国土交通省告示第十四百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年十一月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十二月十一日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称
17482	スズキ　ＥＢＬ－　ＶＰ56Ａ	スズキ株式会社

○国土交通省告示第十四百二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年十一月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十二月十一日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称
17480	三菱　ＺＡＢ－Ｕ　68Ｖ	三菱自動車工業株式会社
17481	スズキ　ＺＡＢ－　Ｕ88Ｖ	〃

○国土交通省告示第十四百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月十一日

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020147	突入防止装置　日車　ＮＤ１	日本車輌製造株式会社　愛知県名古屋市熱田区三本松町１番１号

鹿児島県熊毛郡屋久島町永田
字山寺　二三一九番一及び二三一一九番三
二三一〇番
二三一七番
二三一九番
二三一一番及び二三一一番
二三一三番二、二三一四番七及び二三一三番八
字城山　二六八六番一
十二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大中川４
①　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱１号から六号までを順次結んだ線及び標柱１号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第三百三十五号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県薩摩郡さつま町平川字上ノ原
五一四〇番五　１号
五一四二番１　２号及び三号
五一四三番イ　四号
五一四１番　五号
五一四〇番１　六号

○国土交通省告示第十四百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十四年十二月十一日

型式指定番号	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
ⓐＧＳ－1046	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ４Ｄ95ＬＥ－６－Ａ	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号
ⓐＧＳ－1047	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ４Ｄ95ＬＥ－６－Ｂ	〃

○国土交通省告示第十四百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十四年十二月十一日

型式指定番号	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
ⓐＧＳ－1048	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＸＤＭ－４ＴＮＶ88Ｃ	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町１番９号
ⓐＧＳ－1049	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＸＤＮ－４ＴＮＶ98Ｃ	〃

吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：12.7kPa　吸入負圧：2.6kPa　排気圧力：11.0 kPa、吸入負圧：2.3 kPa　排気圧力：9.4kPa、吸入負圧：2.8kPa　排気圧力：12.3 kPa、吸入負圧：2.7 kPa　排気圧力：11.3 kPa、吸入負圧：2.4 kPa　排気圧力：9.4kPa　吸入負圧：3.2kPa　排気圧力：14.4kPa、吸入負圧：2.9 kPa　排気圧力：13.4 kPa、吸入負圧：2.8 kPa　排気圧力：12.4 kPa、吸入負圧：2.7 kPa　排気圧力：11.5 kPa、吸入負圧：2.5 kPa　排気圧力：10.6 kPa、吸入負圧：2.3 kPa　排気圧力：9.7kPa、吸入負圧：2.2kPa　排気圧力：8.9 kPa

○国土交通省告示第十四百二十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十一月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
ⓐＧ－2484	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＺＲＴＺＲＦＡＥ８	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
ⓐＧ－2485	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＺＲＴＲＦＡＥ19	〃